

論文

# バングラデシュの初等教育におけるジェンダー格差は解消されたのか

——障害児の教育へのアクセスの現状と政府統計との乖離——

金 澤 真 実\*

## 1. はじめに

バングラデシュ政府は、「ショパール ジョンノ シッカ（万人のための教育・Education for All: EFA）」をスローガンに国際社会と協力して教育の普及を進めている。初等教育の就学率は9割を超え「2015年までにすべての子どもが教育へのアクセスをもつ」というEFAの目標に手が届くところまできた。中でも女子の就学率は男子を上回り、バングラデシュ政府は教育へのアクセスにおける「ジェンダー格差」<sup>1</sup>は解消されたとしている。

ジェンダーと教育についての先行研究には、『ジェンダーと国際教育開発』（菅野他:2012）がある。ジェンダーと国際教育開発に関する包括的な内容の本書は、地域別の現状と課題や分野別の課題を取り纏めている。また、開発途上国における障害児の就学に関しては、「障害児とEFA——インクルーシブ教育の課題と可能性——」（黒田:2007）をあげることができる。この論文では、障害児が非障害児に比べて相対的に劣悪な就学状況にあることを示し、障害児教育の国際的潮流であるインクルーシブ教育の課題と可能性について書いている。これらの先行研究では、ジェンダーと教育、障害と教育について取り上げられているが、ジェンダーと障害と教育が重なり合っている女性障害者の現状や課題については言及されていない。

初等教育における「ジェンダー格差」は解消したとしているバングラデシュにおいては、実は障害児については未だ教育へのアクセスが十分に保証されておらず、「ジェンダー格差」も残り続けている。そこで本稿では、教育へのアクセスに関する政府の統計と障害児の現状との乖離を視覚障害<sup>2</sup>に注目して明らかにする。そして初等教育純就学率が9割を超えているバングラデシュで、障害児が初等教育にアクセスしようとしても実際にはほとんど難しい現状と障害児が政府の教育関係の統計にほとんど含まれることなく、「存在しない」子どもたちとなっていることを述べる。また、視覚障害女子に注目することで、教育へのアクセスにおける「ジェンダー格差」が解消されていない現状とその理由を述べる。視覚障害のみが、現在バングラデシュで行われているすべての障害児の教育制度を網羅することから、本稿では視覚障害児の事例を取り上げる。

本稿の構成は次の通りである。次の2節では問題の背景とバングラデシュの教育制度について述べる。続く3節では障害児の教育制度を概観し、4節で障害児の教育へのアクセスとジェンダー格差の現状を主に視覚障害児の事例から明らかにする。5節では障害児の教育へのアクセスと政府の統計とを考察し、障害児が政府の統計上「存在しない」子どもとなっていることおよび、女子障害児の教育へのアクセスの課題を述べる。最後に、障害児が政府の統計上でも明確に把握され、ジェンダー格差が解消されるために、バングラデシュの複雑な教育行政についての提言をおこなう。

## 2. 問題の背景とバングラデシュの教育制度

教育はすべての人にとって基本的な人権であるというだけでなく、開発途上国において国の開発に大きな意味を持

---

キーワード：障害児、教育、ジェンダー格差、バングラデシュ、教育へのアクセス

\*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2010年度入学 公共領域

つ。バングラデシュ政府は、国際機関、ODA、NGOなどと協力して、EFA および国連ミレニアム開発目標に示された教育に関する目標達成のために積極的な取り組みをおこなってきた結果、2009年には初等教育純就学率は93.52%（粗就学率103.48%）となった。女子は、2005年以降男子の就学率を上回るようになり、2009年は98.23%（粗就学率107.08%）であった。人数では、初等教育対象年齢の6～10歳児の人口1598万2744人のうち、教育にアクセスしているのは1494万7002人（アクセス総数1653万9363人）。女子は774万9558人のうち、アクセス数は761万2203人（同829万8337人）である（BBS 2011:412）。

これらの結果を受け、バングラデシュ政府は就学率に対する「ジェンダー平等」は達成したとしている。現在、政府の施策は、量的拡大によって低下した教育の質、たとえば無資格教員に資格を取らせることやラスト5%、10%問題<sup>3</sup>にシフトしている（Ahmed 2011:4、日下部 2010:217）。

続いて、バングラデシュの教育制度の概要を説明する。バングラデシュの教育制度は、初等（6歳～）、中等（11歳～）および高等教育（18歳～）と大きく3つに分類される。管轄官庁は、初等教育とノンフォーマル教育を担当する初等大衆教育省（Ministry of Primary and Mass Education）および、中等・高等教育を担当する教育省（Ministry of Education）に分かれている。1990年に施行された義務教育法により、初等教育（1～5年生）は義務教育として無償である。中等教育では複数の選択肢があるが、代表的なものは前期3年、中期2年、後期2年で、順調に進むと18歳で大学に入学する<sup>4</sup>。初等教育は、政府、NGO、地域、マドラサ<sup>5</sup>など運営母体によって11に分類され、全国では81,508校（2009年）を数える（BBS 2011:412）。この他に、700以上のNGOや地域などによって運営される政府の認可を受けていない小学校（ノンフォーマル校）などもある。学生は、毎年進級試験があり合格しないと進級できない。加えてそれぞれの学校を卒業する時（5年生、8年生、10年生、12年生）には卒業認定の国家試験がある。これに合格しないと卒業したとは認められず上級の学校へは進学できない上、試験の成績で進学先の学校がある程度決定される。バングラデシュ政府は教育へのアクセス向上のために、貧困家庭の子どもたちに奨学金を支給している。女子については8年生までの教育の無料化と、中等教育を受ける女子への奨学金など男子よりも手厚い支援を取っている。

このような政府の取り組みとそれを支援する国際開発援助によって、同国の初等教育へのアクセス、中でも特に女子のアクセスは目覚ましく向上し一定の成果をあげているが、障害児の教育へのアクセスはどのようにになっているのだろうか。

### 3. 障害児の教育

バングラデシュでは、子どもの障害を身体、聴覚・口話、視覚、知的の4つに分類し、さらにそれぞれを軽度、中度、重度、最重度の4つに分類する。この分類にしたがって、インクルーシブ教育、統合教育、特殊教育、巡回指導／家庭教育といった教育支援が行なわれる。

初等教育に関してはインクルーシブ教育の理念のもと、すべての障害児は初等大衆教育省所管のどの学校でも受け入れることになっている。インクルーシブ教育が初めて政府に取り上げられたのは、2004年に始まった第2次初等教育開発計画（Primary Education Development Program-II）<sup>6</sup>からである。2006年には、初等大衆教育省初等教育局（Directorate of Primary Education）の中に Access and Inclusive Education Cell (AIEC) が設置され、インクルーシブ教育の実施とコーディネートを担っている<sup>7</sup>。また、教育省によって策定された国家教育計画2010（National Education Policy 2010）には、身体障害のある子どもについての支援——トイレや校内のモビリティ、トレーナーを配属することなど——が記されている（MOE 2010:8）。しかしここで注意すべきことは、インクルーシブ教育を推進しているのは初等大衆教育省であるが、障害児への教育上の支援に対する責任を負っているのは、教育省でも初等大衆教育省でもなく、社会福祉省（Ministry of Social Welfare）の社会サービス局（Department of Social Services）だという点である。また、ノンフォーマル校は対象となっていない（Ackerman et al 2005:29-30）。

統合教育は、統合教育プログラム（Government Integrated Education Program: GIEP）として、社会福祉省の管轄下にある。視覚障害のある子どもに低コストで中等教育を行う手段として1974年に始まり、現在でも視覚障害児のみを対象としている。各県に1校ずつ設置され、全国に64校ある。1校につき10名の視覚障害児が入学できる。その他にNGOが運営している学校が5校（UNICEF 2003:8）ある。GIEP下で運営されている各校には、リソー

スティーチャー<sup>8</sup>と寮があれば寮の管理人夫妻が配属されていることになっている。64校中20校ほどが初等教育<sup>9</sup>もおこなっているが、当初の目的はクラス6～10の中等教育を提供することであったため、初等教育をおこなっているのは例外といえる。

特殊教育校は、少ないながらも社会福祉省管轄下で各地に設置されており、全国で視覚障害5校、聴覚障害7校、知的障害2校がある。そのほかに、少数ながらも NGO などにより特殊教育が提供されている (Ackerman et al 2005:30-36)。

重複障害や重度の障害をもった子どもを対象に教師が家庭を巡回するという、巡回指導／家庭教育はいまだ組織的には行われておらず、個々の家庭が自主的におこなっているとされる (CSID 2002:5)。

#### 4. 障害児の教育へのアクセスとジェンダー格差の現状

##### 初等教育対象年齢の障害児数

障害児の教育へのアクセスを具体的に論じる前に、そもそもバングラデシュには初等教育対象年齢である6～10歳の障害児がどのくらい存在するのか、その人数を明らかにする必要があるだろう。バングラデシュでは、障害者(児)に関する信頼できる全国的な統計がない<sup>10</sup>ため、彼らの人数や就学率は正確には把握できないが、現時点で分かる範囲での推計および調査結果をまとめると表1のようになる。

こうしてみると、バングラデシュの6～10歳の障害児数は、約180万人から約8万人まで大幅な開きがある。それぞれを個別に見ていくと、BRAC 大学教育開発研究所のシニアアドバイザーである Ahmed は、障害者は人口の約10%という WHO の推計から、バングラデシュの初等教育年齢にある障害児を約180万 (Ahmed 2011:5) としている。WHO の10%という推計値は広く使用されているが、この場合、いつの時点の統計を使っているのかは不明である。2009年の6～10歳人口に10%をあてはめれば、障害児数は約160万となる。次に、統計局による国勢調査のための基礎調査(2010年)で発表された障害者の人口比率9.07% (BBS 2011:77) から推計すると、144万9638人となる。また第5回国勢調査(2011年)での障害者の割合1.37%を用いれば、21万8964人となる。この1.37%という結果に関しては、設問や調査員の訓練に対する批判と共に、到底信じられないという声が障害者団体から上がっている。推計でなく実数としては、初等大衆教育省管轄下の全国の小学校校長の調査<sup>11</sup>で83,775人である。これは、6～10歳児の全人口1598万2744人の約0.52%にあたり、他の推計に比べて極端に少ない。理由は後述するが、この数字に対する信頼性は著しく低い。現状では、NGO などの小規模な調査で障害者の割合は人口の8～14%であったこと、2010年の基礎調査の結果でもほぼ同じ9.07%であることなどから考え合わせると、バングラデシュの6～10歳の初等教育対象年齢の障害児は、およそ150万人と推計できるのではないだろうか。

##### 障害児の教育へのアクセスとジェンダー格差

初等教育対象年齢にあるおよそ150万人の障害児への教育、特に初等教育へのアクセスは、前述のように制度的にはある程度保証されているように見える。しかし、実際に教育にアクセスしている障害児は、政府の発表している就学率90%以上とは大きく異なり、同年齢の障害児のうちわずか5%前後(表2:就学率)にしかすぎない。また、女子障害児の就学率は男子障害児に比べて少ない(表2:男女比)ことから、すでに政府は解消したとしている教育へのアクセスにおける「ジェンダー格差」は、こと障害児に関しては未だ解消していないことがわかる。

次に、障害児の教育へのアクセスとジェンダー格差の現状を主に視覚障害児の事例から述べる。

視覚障害児が初等教育にアクセスしようとした時に、名目上の選択肢は複数ある。インクルーシブ教育、統合教育、特殊教育である。それぞれの教育について、調査資料による概要と現地調査で得られた個々の事例から明らかにする。資料は、Sightsavers というイギリスに本部のある NGO が社会福祉省社会サービス局の協力のもとに視覚障害児の統合教育に関して調査した2つの報告書を主に用いる。現地調査は、2012年に筆者がおこなった<sup>12</sup>ものである。

##### インクルーシブ教育

視覚障害児の場合も、基本的に校長が許可すれば自宅近くの公立小学校にアクセスすることができる。しかし全

盲児の場合、現実にはほとんど不可能に近い。初等大衆教育省の報告書では、視覚障害児がインクルーシブ教育にアクセスする場合の課題を次のように述べている。視覚障害児は一人で学校に通うことが難しいため家族の送り迎えを必要とするが、家族にその余裕がなく送り迎えができない。教師は点字の訓練を受けておらず点字の指導ができないし、国立点字印刷所から無料で支給されるはずの点字教科書はほとんどの場合用意されていない。さらに校舎も視覚障害児への配慮はされていない。また、進級試験などの時に、教師は晴眼の筆記者を用意することになっているが、実際には筆記者を用意することは難しく試験を受けることができない。なぜなら、筆記者は該当児童より下の学年から選ばなくてはならないことに加え、試験はすべての学年で同じ時期に行われるので、子どもたちは自分の試験勉強をしなくてはならず、視覚障害児のために時間を使う余裕がない（CSID 2002:36）からである。

インクルーシブ教育の現状について、筆者による AIEC 責任者への聞き取りをまとめると次のようになる。障害のある子どもが地域の公立小学校に通うためには、校長による調査によって学校に通えるか通えないかが判定される。判定のためのチェックシートは、教師のためのマニュアル<sup>13</sup>に記載されており、障害の程度が軽度と中度の子どもの入学を許可している。許可されなかった子どもは、社会福祉省の管轄に入れられる<sup>14</sup>。インクルーシブの理念の下にすすめられている初等教育であるが、実際には障害児に配慮したカリキュラムも専門教育を受けた教師もなく、各校の校長が障害児の担当となっているにすぎない。障害のある子どもに対する初等大衆教育省としての特別な配慮は実際には特におこなっておらず、各校長の「常識」の範囲内でおこなっている。ただし、試験の際には障害のある子どもには 20 分間時間を延長することになっている。そのため、インクルーシブ教育の対象となる子どもたちは、実際には軽度と中度の障害のある子どもたちだけであり、重度や最重度の子どもたちは学校に通うのは無理である。視覚障害についていえば現実には弱視の子どものみが入学を許可される。全盲児にはインクルーシブ教育はない。

2005 年に初等大衆教育省が行った基礎調査では、調査対象となった小学校に入学した身体障害児として、弱視、難聴、身体、知的などの障害で中等レベルとされる障害児のみが記載されている（DPE 2006:20）ことから、全盲の子どもがインクルーシブ教育から排除されていることが分かる。全盲の子どもは男女に関係なく近隣の小学校には通うことは難しい。また、たとえ入学が許可されたとしても教科書もなく点字の指導もされず、試験も受けられないとなれば、学業半ばで退学したとしても不思議ではないだろう。

## 統合教育

視覚障害児のみを対象としている統合教育校は全国に 64 校あるが、うち 40 校はリソースティーチャーの配属がなく、28 校に付属する寮のうち 6 つが管理人不在である。さらにいくつかの寮の管理人は、9 か月間給与が未払いで、寮生の食費や必要な物品を購入する費用も支払われていない。リソースティーチャーや寮の管理人がいない、寮の設備が劣悪などの理由で、28 校には視覚障害児が入学せず統合教育校としての機能を有していない。視覚障害児が在籍している 36 校では、21 校に 10 人、残りは平均 7 人の視覚障害児が学んでいる。バングラデシュ全土で統合教育校に在籍している生徒は 311 名で、そのうち女兒は 13 名である。女兒がほとんど在籍していないのは、各県に 1 校しかない統合教育校で学ぶためには、近隣に住んでいて家族が送り迎えをするか寮に入るかしかないが、設置されている寮はすべて男子寮<sup>15</sup>だからである。政府は、現在寮がない 36 校にも寮を設置する計画を持っているが、これもすべて男子寮である。加えて、寮はすべてが学内に設置されているわけではなく、学校からかなり遠い場所に設置されている場合もあり、入寮している子どもたちの通学に支障をきたしている（Sightsavers 2007:6-7; 2010:21, 26）。

統合教育校は、視覚障害児に対象を絞った学校であるにも関わらず、学習環境は彼らに適しているとは言い難い。もともと教室が生徒で溢れているので視覚障害児のために座席の配置を配慮できない、点字教科書の支給がない、または支給されているいくつかの学校でも最新版への改定がなされていないので、晴眼の子どもが使用する教科書の内容と異なっている、リソースティーチャーのうち何人かは、視覚障害児に対するトレーニングを受けているが、教科を教える教育省や初等大衆教育省所属の一般の教師は、特別なトレーニングを受けていないなどの問題が指摘されている。また視覚障害のある子どもが進級試験などを受ける際には、インクルーシブの小学校で指摘したのと

同じ課題を抱えている。さらに、リソースティーチャーは社会サービス局（社会福祉省）から雇用されており、一般の教師は教育省や初等大衆教育省から雇用されているため、両者の間に協力関係がない。また、リソースティーチャーは、学校の運営に関わるスタッフではないため、いわば部外者として扱われ、学内では重要性が低いとみられている（Sightsavers 2007:6）。

筆者がおこなった Sightsavers スタッフからの聞き取りでは、2006 年にノルシンディ県にある統合教育校で学んだ女子視覚障害児の場合、自宅が通学できる範囲になかったため学校の近くに家を借り母子で住みながら、母親が毎日娘を学校に送り迎えするという生活をしてきたとのことである。女子の場合、自宅近くに学校があって家族が送り迎えをしてくれるか、学校の近くに自費で家を借りられるほどの経済力があるかでなければ、統合教育校で学ぶことは不可能となっている。

次に、筆者が訪問した NGO 運営の統合学校の事例を述べる。ダッカ近郊で救世軍が開いている Salvation Army Integrated Children Center である。この学校は、1998 年から統合教育を始めており、初等教育レベルで統合教育を始めた最初の学校である。幼稚部 2 年、小学部 5 年の計 7 年間の教育を行っている。近隣のスラムや貧しい家庭から通う障害のない男女の子どもたちと孤児の女子 306 名および、男子視覚障害児 16 名が学んでいる。孤児と視覚障害児の寮があり、視覚障害児は 14 名が寮生で、2 名が自宅通学である。視覚障害児は、非障害児が 4 歳から入学する幼稚部へ 6～9 歳で入学する。そのままその年齢差は持ち上がり、小学校でも本来の年齢よりも下のクラスで学んでいる。視覚障害児は基本的に寮生活となるので、あまり小さい子どもの場合、寮生活に支障をきたす可能性が高いので、学校の方針として視覚障害児の入学年齢を遅くしている。この学校が男児のみを受け入れている理由について校長に尋ねたところ、女兒は女子盲学校（後述する私立の女子盲学校）があるからとのことであった。学校には、ダッカ大学で特殊教育の修士号を取得した晴眼のリソースティーチャーが雇用され、リソースルームという視覚障害児用の様々な教育訓練用具が置いてある部屋がある。点字の教科書は、校内で製作するものと NGO から支給されるものを使用している。また一般の教科を教える教師には、毎年リソースティーチャーが視覚障害についてのトレーニングをおこなっている。また、視覚障害児の寮では、竹細工などの職業訓練もおこなわれている。月に寮費 50 タカ<sup>16</sup>、授業料 20～100 タカを徴収することになっているが、あまりにも貧しくて支払えない家庭からは徴収していない。

## 特殊教育

特殊教育校として、公立と私立の盲学校を紹介する。公立の盲学校は、首都ダッカにある Government School for the Visual Impaired である。ここを訪問した時の様子と教師への聞き取りの内容を以下に報告する。この学校は、国立特殊教育センター（National Center for Special Education）の大きな敷地の中に、知的障害、聴覚障害などの特殊学校と寮および教師の研修施設と共に設置されている。寮のキャパシティから学校の定員は男児 30 名、女兒 20 名である。訪問時、在籍していた生徒は男児 24 名、女兒 14 名であった。入学願書を出せるのは 6～11 歳児である。女兒が少ない理由は、もともと男児の方が入学願書をだす割合が多いことに加え、女子寮の定員が少ないので女子がきても入学を許可できないからとのことである。この学校で学ぶ費用は、学費と寮費、さらに石鹸など生活必需品までも含めてすべて無料となっている。教師は 11 名で、校長を含め男性 6 名（内 1 名全盲）、女性 5 名（内 3 名全盲）で、全員特殊教育のトレーニングを受けている。この他に、音楽、歩行訓練、手工芸などの教師がいる。点字の教科書は、国立点字印刷所で印刷したものが政府から支給されている。

次に視覚障害女子を対象とした私立の盲学校の校長に聞き取りをした内容について述べる。この学校は、ダッカ大学特殊教育学部の教授をはじめインタビューをおこなった多くの人々から、視覚障害のある女子のために初等教育から高等教育までのすべての課程を支援しているのは、全国でもここだけとたびたび語られた学校である。

学校は、1977 年に外国人宣教師によってはじめられた女子盲学校が前身で、2007 年より Baptist Mission Integrated School (BMIS) という共学の統合学校となった。ただし、現在も視覚障害のある生徒は女子のみで、

同じ敷地内の別々の校舎で非障害児対象の小学校と1～7年生までの盲学校を運営しており学校の予算なども別なことから、ここでは盲学校として報告する。朝礼などを一緒におこなうほか、小学校の最終学年である5年生のみ統合教育を行っている。8～10年生は、校内の寮に住み点字教科書の支給や補習など様々な支援を受けながら近隣の公立校に通う。寮の定員は80名であるが、現在の寮生は72名、それに自宅からの通学者17名を加えて、2012年の学校の在籍者は89名である。点字教科書は、校内で作成するものとNGOから支援されているものがある。創立以来学費と寮費は無料であったが財政難のため、現在は年に7000タカを徴収している。しかし、およそ半分の生徒は家が貧しいため支払うことができず、海外からの支援金を充てている。

学校では、様々な教育支援をおこなっている。たとえば、進級試験や卒業認定国家試験などの時には、前述のように筆記者として学年が1つ下の子どもを用意しなければならないが、盲学校からYMCAの運営している学校に協力を依頼している。下級生であっても更に1つ下の学年の筆記者が必要になるため、1年生を担当する筆記者は5歳児となる。5歳からの子どもに、試験の筆記説明や当日緊張せずに間違いなく筆記してもらうための練習などを重ねる。筆記者はボランティアであるが、説明会などの時には茶菓子などの準備もおこなっているので、その費用負担もある。また、筆記者を練習などのために、たびたび盲学校に連れてくる両親（主に母親）の理解も必要となる。これらのことを毎年、試験のたびにおこなう盲学校の負担は大きい。

全盲の子どもの場合、インクルーシブを謳う小学校が当てにできないとしても、男子であれば進学先として統合学校や盲学校、さらには宗教教育を行うマドラサ<sup>17</sup>が考えられるが、女子には実質的には盲学校しか選択肢がない。しかし、公立と私立の盲学校を合わせた女子の定員は全国で200名にも満たない。

## 5. 考察

### 障害児の教育へのアクセスと政府の統計

バングラデシュ政府の統計では初等教育に90%以上の子どもがアクセスしていることになっている一方、現実には障害児はほとんど教育にアクセスする機会がない。本稿の冒頭に政府の統計に障害児が含まれていないと記したが、その理由を障害児の統計および6～10歳の人口統計から述べる。

インクルーシブ教育では、各小学校の校長が地域を調査して学齢期の障害児を探ることになっている。しかし、この手法で「発見」され教育にアクセスした児童は、表2に示したようにわずかな人数にしかすぎない。2011年では、学校の調査によって「発見」された障害児は83,775人（表1）、就学した人数は74,884人（表2）、就学率89%となる。この数字だけみると90%以上である政府の就学率と大差はない。しかしおよそ150万人と考えられる障害児に対し、83,775人以外の障害児は、学校の調査によって「発見」されなかった、あるいは「発見」されても障害の程度が重いなど校長の判断でカウントされなかったと思われる。実際、初等大衆教育省も自ら、軽度の障害児のみをカウントしていること、障害の程度判定には校長の判断のバラツキがあることを認め、あまり正確な数字とはいえないとしている（DPE 2006:51,2008:90）。このように、学校側からインクルーシブ教育に適していないと判断された大勢の障害児は、初等教育対象年齢の子どもとして教育省や初等大衆教育省の統計に含まれていない。さらに、統計局が発表する小学校の数や在籍児童の人数などは、初等大衆教育省発表の数字と同じで、その中には統合学校や特殊学校は含まれていないし、教育省管轄のバングラデシュ教育に関する情報と統計局（Bangladesh Bureau of Educational Information and Statistics: BANBEIS）が出している障害者の中等教育へのアクセスに関する統計の中にも、統教育校と特殊教育校が含まれていないことが記されている（BANBEIS 2008:2）ことから、社会福祉省管轄の統合学校と特殊学校の生徒たちも、統計局の統計に含まれていないことがわかる。

次に、6～10歳の人口1598万2744人（2009年）には、障害児が含まれているのだろうか。これは、統計局が2010年の統計年鑑で発表した数字であるが、統計局の調査による値ではなくBANBEISからの報告による。国勢調査などで使用する統計局の年齢区分は、5～9歳となっており、小学校の入学年齢とは異なるからである。BANBEISが6～10歳児の人口をどのように調査したのかについて記述がなくわからないが、この値の中には先に記した小学校での調査で報告された以外の障害児は、含まれていないと考えられる。前述の理由のほか、次の理由からもそれは

明らかである。表3に示したように、初等教育へアクセスしていない6～10歳の障害児は、約140万人と考えられるが、政府の統計によれば同年齢の未就学の子どもは、103万5742人しかいないことになっている。未就学児の全人口よりも、未就学の障害児が多いのは明らかな矛盾である。しかも、約103万人の子どもの中には、障害児だけではなくストリートチルドレンや少数民族の子どもなど、さまざまな子どもたちが含まれているとされる。

インクルーシブ教育にアクセス不可能と判断された、または「発見」されなかった障害児および、社会福祉省の管轄下で学んでいる障害児は、未就学児としても就学児としても就学率などの統計にカウントされていない。さらにインクルーシブ教育では受け入れられないと判断された障害児たちは、統計に含まれないというだけでなく、その子どもたちを「発見した」小学校から社会福祉省へ情報を送り、社会福祉省が責任をもってその子どもの教育を保証するという仕組みにはなっていないため、いわば置き去りにされている。また、母数となる6～10歳の人口にも障害児が含まれていないことから、これらの置き去りにされている障害児たちは、単に教育へのアクセスから疎外されているというだけでなく、彼らの存在そのものが「ない」ことになっている。このような状況が放置されていることは大きな問題である。

表1 初等教育対象年齢（6～10歳）の障害児数

6～10歳の障害児数	Ahmed（WHOによる障害者推計10%）	1,800,000人
	2010年の基礎調査推計（①の9.07%）	1,449,638人
	2011年の国勢調査推計（①の1.37%）	218,964人
	2011年の小学校校長による調査	83,775人
2009年6～10歳の全人口①		15,982,774人

表2 小学校に入学した障害児の人数と就学率<sup>19</sup>

	総数	就学率*	男児	女児	男女比**
2005年	45,680人	3.05%	25,833人	19,847人	57:43
2006年	47,570人	3.17%	26,777人	20,793人	56:44
2007年	53,303人	3.55%	30,142人	23,161人	57:43
2008年	77,488人	5.17%	44,340人	33,148人	57:43
2009年	78,199人	5.21%	43,925人	34,274人	56:44
2010年	83,023人	5.53%	47,029人	35,994人	57:43
2011年	74,884人	4.99%	-	-	-

\* 就学率：初等教育対象年齢の障害児の推計150万人に占める就学率

\*\* 男女比：各年の就学総数に対する割合からの男女比

表3 6～10歳の人口と障害児数における就学および未就学の人数（2009年）

	総数①	就学人数②	未就学（①-②）
6～10歳人口	15,982,774人	14,947,002人	1,035,772人
6～10歳障害児	約1,500,000人	78,199人	約1,421,801人

### 女子障害児の教育へのアクセスの課題

バングラデシュでは、女児の就学率が男児を上回り、ジェンダー格差が解消されたと政府は宣言しているが、こと障害児に関しては表2に示したように、女児の就学率は男児よりも常に低い。考えられる理由のいくつかを以下に簡潔に述べる。まず、公立の（統合教育）学校でさえ男子寮のみを設置するという明らかなジェンダー差別がある。本来政府によって男子障害児と同じように保障されるべき女子障害児の教育へのアクセスが、両親や家族の負担によって担われている。また、校長やリソースティーチャー、寮の管理人の多くが男性なので障害のある女子が積極的に協力を依頼することは難しいという。その結果が、統合学校の女子生徒の割合4%（全生徒311人のうち13名）として表れている。

両親や地域のもつ社会的なスティグマもまた、女子障害児を教育へのアクセスから遠ざけている。筆者の聞き取り調査で、女子障害児の教育へのアクセスが保証されていない理由にほぼ全員が挙げたのが、通学途上や校内での

ハラスメントの心配であった。特に視覚障害や知的障害のある女子の場合にはその心配が大きい。

Sightsavers のスタッフから裕福な家の女子視覚障害児はあまり学校に行かないということも聞いた。一般的に裕福な家では、ほとんどの場合私立学校に子どもを入学させる。しかし視覚障害がある場合、前述のように公立か NGO の小学校、または統合校か盲学校しか選択肢はない。当然ながら、このような学校で学ぶ子どもたちは、家庭環境も出身地も様々であり、どちらかという村の貧しい家庭の子どもたちが多い。ある裕福な家の両親が盲学校を見学にきたが、学校の環境や生徒たちをみて入学を断ったという。家庭教師などで娘に教育を与えている可能性はもちろんあるが、この娘は教育へのアクセスを両親によって阻まれたともいえる。女子障害児の場合、貧しくて教育にアクセスできないという場合がほとんどであるが、裕福であってもまた社会的な差別意識によって教育へアクセスする機会が奪われている 1 つの例といえよう。

## 6. まとめ

バングラデシュの障害児は、もともと「発見」されていない、または障害の程度によって教育省／初等教育省と社会福祉省に分断されている結果、「存在しない」子どもとして、政府の就学率などの教育関係の統計に含まれない。これらの障害児はバングラデシュの複雑な教育行政の谷間に落ちてしまっている子どもたちとすることができる。特に女子障害児は政府によって「ジェンダー平等」は達成されたとされているため、より深刻な状況にある。このような状況を改善し、バングラデシュの障害児が、憲法に保障されている基本的人権の 1 つである教育に確実にアクセスするためには、正確な障害児の全国的な統計が必要とされるが、そのためにも、まずは社会福祉省が担当している障害児の教育を教育省／初等大衆教育省に移行する必要があると考える。それによって、教育関係の統計に「存在」しなかった障害児が含まれるようになることが期待できる。同時に、教育へのアクセスに対するジェンダー格差が障害児の場合は解消していないことを問うことができるようになり、それを基に、統合教育校などへ女子寮を設置することなども政府に働きかけることができよう。また障害児と非障害児の教育を一元的に管理することで、統合教育のところで指摘した障害児に不利益をもたらすようなリソースティーチャーと一般教師との間の軋轢なども解消される可能性があり教育環境の改善が見込まれる。

さらに、一元化することにより政府が優先的に予算配分している教育予算を障害児の教育のためにも使用することができるようになる。バングラデシュの国家予算（2012-13 年度）で開発に使用されている額のうち、初等大衆教育省と教育省関係に配分されるのは 12.29%、社会福祉省にはわずか 0.4% である<sup>18</sup>。女子の就学率が著しく向上した背景には、女子への奨学金支給など政府の手厚い支援策と女子教育に対する啓発がある。教育省／初等教育省の予算で女子障害児への奨学金や就学への啓発などがなされれば、女子障害児に対する様々な社会的スティグマをこえて就学率の改善につながるのではないだろうか。そうすることで、バングラデシュ政府が進めているショパール ジョンノ シッカ、万人のための教育が真に進められることになると期待する。

## 注

- 1 菅野他は、教育におけるジェンダー平等について、単に教育を受ける権利だけでなく、教育を受ける過程での権利と教育を受けた結果としての権利という 3 つの権利において平等が達成されることが必要であるとする（菅野他編 2012:33-38）。ここでバングラデシュ政府のいうジェンダー格差とは、教育を受ける権利のみを意味しているので鍵かっことした。
- 2 「バングラデシュ障害者福祉法令 2001」（2001 年）に障害者の定義が定められている。視覚障害者の定義は次の通りである。・片目が見えない。・両目が見えない。・レンズで矯正した良く見えるほうの目が視覚検査の 6/60 または、20/200（Senellen）を超えない。・視野が限られており、その範囲が 20 度以下である。
- 3 就学率 9 割を超えた後に表面化する極端に就学が困難な子どもたち。バングラデシュ政府は、①女性が世帯主の家庭の子ども②働いている子ども③ストリートチルドレン④特別なニーズをもった子ども（障害児）⑤少数民族、少数言語の子ども⑥僻地に住んでいる子どもを挙げている。
- 4 2011 年に国会で承認された国家教育計画では、初等 8 年、中等 4 年と変更されたが、この原稿を書いている時点ではまだ実施されておらず、教育省の HP でも本文のような説明がなされている。（Retrieved August 11, 2012 <http://www.moedu.gov.bd/index>）

php?option=com\_content&task=view&id=247&Itemid=267)

- 5 マドラサとは、本来イスラム教の宗教教育をおこなう神学校のような場所であったが、バングラデシュの場合、イスラム教育に加えて政府のカリキュラムに沿った一般教科も教えることで、政府の補助を受け卒業後も公的な修了証に読み替えが可能な学位を得ることができる。通常の学校教育制度とは別の系統として位置づけられており、小学校から大学院まで整備されている。
- 6 MDGs で謳われている「初等教育の完全普及の達成」を目指しバングラデシュ政府と 11 の支援国によって実施。
- 7 National Plan of Action-II (2003-2015) 5-2 (iii) (Retrieved July 22,2012 [http://www.mopme.gov.bd/index.php?option=com\\_content&task=view&id=451&Itemid=471](http://www.mopme.gov.bd/index.php?option=com_content&task=view&id=451&Itemid=471))
- 8 通常の校内環境では学習困難を覚える生徒のために働く専門家。一般の教師のコンサルタントとしての役割をもっている。
- 9 筆者による Bangladesh Visually Impaired People's Society (BVIPS) 事務局長へのインタビューによれば、統合教育校での初等教育は、もともと盲学校の卒業生に中等教育を提供するためにはじめられた統合教育に生徒が思うように集まらなかったため、同じ敷地内にある小学校にも生徒を入学させるようになったことが始まり。統合教育校での初等教育に政府の正式な許可はなく、かといって正式に禁止されてもいないので現状維持されているとのこと。
- 10 バングラデシュ政府が 2011 年におこなった第 5 回国勢調査ではじめて障害に関する質問が含まれた。その結果障害者は人口の 1.37% ということは発表されたが、障害別、年代、性別などの内訳はまだ明らかにされていない。
- 11 筆者が AIEC 責任者より受け取った資料より。バングラデシュの各県の 1 つ下の行政区である郡 (ウボジェラ) のレベルで障害別に人数を把握したものの。「ビシエッシュ チャヒダ ションボンノ シシユール トカノ 2011」
- 12 聞き取り調査の概要は次の通り。2012 年 2 月に障害者団体 10 団体の 11 名(事務局長、担当者)、学校関係 8 名(校長、リソースティーチャー)、盲学校生徒 3 名、ダッカ大学特殊教育課程 1 名(教授)、初等大衆教育省関係 3 名から、それぞれ約 1～3 時間の聞き取りを行った。使用言語は主に公用語のベンガル語。
- 13 初等教育局発行の『プロシッコク プロシッコン マニュアル (教師マニュアル) pp.119-120。このマニュアルには、障害の程度を分ける判定基準は明確には記載されていないので実際には校長の判断になる。
- 14 とはいえ、社会福祉省の担当部署や地域の行政からその子供に何らかのアプローチをするというシステムとはなっていない。
- 15 他に Assistance for Blind Children という現地の NGO が運営している女子寮がダッカの近郊にあるというが、政府が運営している寮については男子のみである。
- 16 2012 年 2 月現在、1 タカ=約 1 円。
- 17 注 5 のマドラサの他に政府のカリキュラムに沿っていない宗教教育を中心としたマドラサがある。女子盲学校で学んでいる生徒の兄も視覚障害者であるが、彼はマドラサを出てハフェージと呼ばれる家庭の行事の時にコーランを唱える仕事で生計を立てているという。
- 18 バングラデシュ財務省の HP より (Retrieved August 31,2012 [http://www.mof.gov.bd/en/budget/12\\_13/brief/en/st10.pdf](http://www.mof.gov.bd/en/budget/12_13/brief/en/st10.pdf),[http://www.mof.gov.bd/en/budget/12\\_13/brief/en/st2.pdf](http://www.mof.gov.bd/en/budget/12_13/brief/en/st2.pdf))
- 19 2005～2010 年の総数・男児・女児の人数は Table 2.6: Enrolment of special needs children, 2005- 2010 (BANBEIS : Retrieved December 06, 2012 [http://www.banbeis.gov.bd/webnew/index.php?option=com\\_content&view=article&id=494:enrolment-of-special-needs-children-2005-2010&catid=82:primary-education-2011&Itemid=197](http://www.banbeis.gov.bd/webnew/index.php?option=com_content&view=article&id=494:enrolment-of-special-needs-children-2005-2010&catid=82:primary-education-2011&Itemid=197) 2012/06), 2011 年の総数は AIEC 資料 (注 11) より。

## 参考文献

- Ackerman, P., M. S. Thormann, and S. Huq, 2005, *Assessment of Education Needs of Disabled Children in Bangladesh*, Dhaka: USAID. (Retrieved August.4.2012 [http://www.beps.net/publications/bangladesh\\_disabled\\_children\\_report040605.pdf](http://www.beps.net/publications/bangladesh_disabled_children_report040605.pdf))
- Ahmed, Manzoor, 2011, "Education in Bangladesh—Anatomy of Recent Progress", Manzoor Ahmed ed., *Education in Bangladesh: Overcoming Hurdles to Equity with Quality*, Dhaka: BRAC University Press, 1-30.
- BANBEIS, 2008, *Disable Student Enrolment* Pub.No.390 (Retrieved July 15. 2012 [http://www.banbeis.gov.bd/devnetsolutions/pdf\\_view.php?book=Pub.No.390](http://www.banbeis.gov.bd/devnetsolutions/pdf_view.php?book=Pub.No.390) Disable Student enrolment.pdf)
- Bangladesh Bureau of Statistics (BBS), 2011, *Statistical Yearbook of Bangladesh-2010* Dhaka: BBS, Ministry of Planning.
- Center for Services and Information on Disability (CSID), 2002, *Education Children in Difficult Circumstances: Children With Disabilities*, Dhaka: DPE, MOPME.

Directorate of Primary Education (DPE), 2006, *Baseline Report of Second Primary Education Development Programme (PEDP-II)*, Dhaka: DPE, MOPME.

(Retrieved July.22.2012 [http://www.mopme.gov.bd/pdf/B\\_Survey\\_2005.pdf](http://www.mopme.gov.bd/pdf/B_Survey_2005.pdf))

——, 2008, *School Survey Report 2007 of Second Primary Education Development Programme (PEDP-II)*, Dhaka: DPE, MOPME  
(Retrieved July.22.2012 [http://www.mopme.gov.bd/index.php?option=com\\_content&task=view&id=461&Itemid=510](http://www.mopme.gov.bd/index.php?option=com_content&task=view&id=461&Itemid=510))

菅野琴・西村幹子・長岡智寿子編, 2012, 『ジェンダーと国際教育開発——課題と挑戦』, 福村出版.

黒田一雄, 2007, 「障害児と EFA——インクルーシブ教育の課題と可能性——」, 『国際教育協力論集』広島大学教育開発国際協力研究センター,  
(10) 2:29-39.

日下部達也, 2010, 「バングラデシュ学校教育制度の量的拡大とその諸相」, 持田健吾編 『21 世紀の教育改革と教育交流』, 東信堂.

Ministry of Education (MOE), 2010, *National Education Policy 2010*, Dhaka: MOE.

Sightsavers, 2007, *Situation Analysis of Government Integrated Education Programme (GIEP)*, Dhaka, Sightsavers.

——, 2010, *Mainstream Education: Road to Inclusion of Learners with Visual impairment: Participatory evaluation of project 'Strengthening Government Integrated Education Program (SGIEP)*, Dhaka, Sightsavers.

UNICEF, 2003, *Example of Inclusive Education Bangladesh*, Kathmandu, UNICEF (Retrieved August 5.2012 <http://www.unicef.org/rosa/InclusiveBan.pdf>)

# Has Gender Equality of Primary Education in Bangladesh Been Achieved?: The Difference between Actual Access to Primary Education by Children with Disabilities and Government Statistics

KANAZAWA Mami

## Abstract:

In Bangladesh, the enrollment rate for primary education is more than 90%. Moreover, the enrollment rate of girls has been greater than that of boys. Therefore, the government of Bangladesh has declared that there is no longer any need to pursue gender equity in enrollment to primary education. However, for children with disabilities, access to education has not been adequately guaranteed and a gender gap still remains. This paper examines actual access to primary education by children with disabilities, especially visually impaired children, and compares the difference between the actual situation and the official statistics of the government. The research is based on survey reports done by the government and local NGOs in Bangladesh as well as the author's fieldwork in the country. The research found the possibility of many children with disabilities not being included in the government's statistics on education. To ensure that the existence of children with disabilities is accurately reflected in the statistics, the complicated educational administration in Bangladesh that separates children into the non-disabled and the disabled must be changed. This will allow children with disabilities, especially girls, to keep their rights of access to education, which is one of the fundamental human rights.

Keywords: children with disabilities, education, gender, Bangladesh, access to education

## バングラデシュの初等教育におけるジェンダー格差は解消されたのか ——障害児の教育へのアクセスの現状と政府統計との乖離——

金澤 真実

## 要旨:

バングラデシュでは初等教育の就学率が9割を超え、女子の就学率は男子を上回り教育へのアクセスに関するジェンダー格差は解消したとされている。しかし、障害児については未だに教育へのアクセスが十分に保証されておらず、ジェンダー格差も残り続けている。本稿では、政府の教育に関する統計と障害児の現状との乖離およびその理由を視覚障害に注目して考察する。考察にあたり、視覚障害者支援をおこなっている NGO と政府による調査資料と筆者の現地調査から得られた情報を基とする。これらの検討を通じて、政府の発表する教育関係の統計には障害児の多くが含まれていないと考えられ、結果的にバングラデシュでは、多くの障害児が統計上「存在」しない子どもたちであることを指摘する。これらの障害児が政府の教育関係の統計上明確に把握され、教育を受ける権利を守るためには、障害児と非障害児を分断する複雑な教育行政を変更する必要があることを述べる。

